

配置予定の主任（監理）技術者の変更申請 受付期間の始期の変更について（試行）

令和5年12月1日
中部地方整備局総務部経理調達課

- ◆令和6年1月1日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本試行については、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本試行の内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- 中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ
(<https://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/>)
- ◆問い合わせ窓口
- 中部地方整備局総務部経理調達課: pa.cbr-keiyakukanri@mlit.go.jp (担当: 契約管理係)

配置予定の主任(監理)技術者の変更申請受付期間の始期の変更について(試行)

方針 配置予定の主任(監理)技術者の変更申請受付期間の始期を「落札決定日から」に改める。

現行、入札説明書において「配置予定の主任(監理)技術者を変更する場合は、契約日から工事着手日1週間前までに変更可能な他の技術者に係る申請書を提出し申請しなければならない。」こととしているが、契約時に技術者が他工事に従事している場合、ケースによっては建業法違反(専任性違反)の疑義が生じる場合がある。変更申請の受付期間の始期を「落札決定日から」とし、契約以前に審査等を行う運用に改めることによって、建業法上の疑義を生じることなく、申請を受け審査を行い契約を締結することが可能となる。

※当局が発注するすべての工事に適用

現行運用

入札説明書(標準記載例抜粋)

○ 競争参加資格の確認等

○ 配置予定の技術者

(略)なお、配置予定の主任(監理)技術者(略)は、当該技術者の総合評価における「技術者の能力等」の評価点が同等以上である他の技術者に変更することができる。

○ 配置予定主任(監理)技術者の確認

落札決定後、工事実績情報システム等により配置予定の主任(監理)技術者の専任性違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。

(略)また、申請した技術者を変更する場合は、契約日から工事着手日1週間前までに変更可能な他の技術者に係る申請書を提出し審査を受けなければならない。

試行運用

入札説明書(標準記載例抜粋)

○ 競争参加資格の確認等

○ 配置予定の技術者

(略)なお、配置予定の主任(監理)技術者(略)は、当該技術者の総合評価における「技術者の能力等」の評価点が同等以上である他の技術者に変更することができる。

○ 配置予定主任(監理)技術者の確認

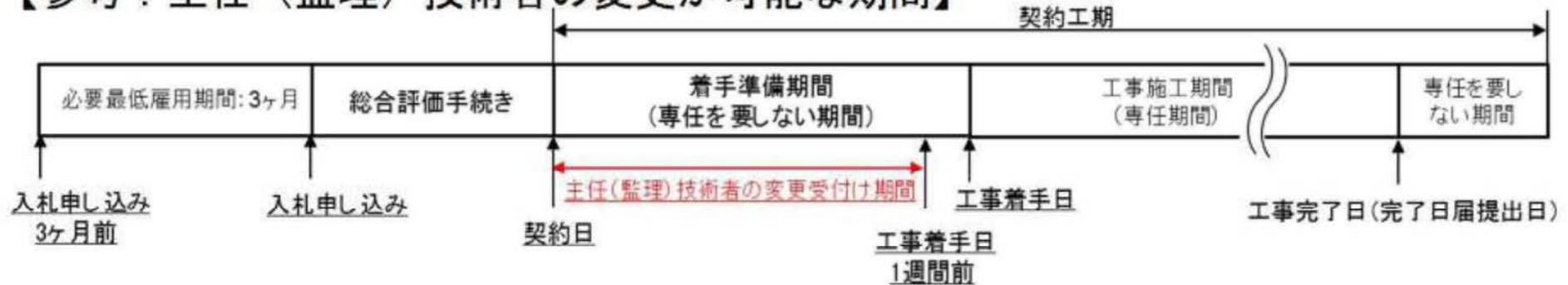
落札決定後、工事実績情報システム等により配置予定の主任(監理)技術者の専任性違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。

(略)また、申請した技術者を変更する場合は、落札決定日から工事着手日1週間前までに変更可能な他の技術者に係る申請書を提出し審査を受けなければならない。

配置予定の主任(監理)技術者の変更申請受付期間の始期の変更について(試行)

○現行の運用

【参考：主任(監理)技術者の変更が可能な期間】



○試行による運用

【主任又は監理技術者の変更】

